

高槻市総合センター他 9 2 施設の電力調達に係る制限付き一般競争入札に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	「富田分署」のみが関西電力株式会社（大阪府大阪市北区中之島3-6-16）、それ以外の施設は中部電力ミライズ株式会社（愛知県名古屋市東区東新町1）です。 計量日は「仕様書別紙」に記載しているとおりです。
2	（計量日が）1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となります。ご了承くださいませでしょうか	問題ありません。
3	（計量日が）1日以外の分散検針施設につきまして、供給期間は計量日～計量日前日となりますが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
4	各施設について、自動検針装置はついてますか。	全施設に自動検針装置が設置されています。
5	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力（kw）、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
6	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札参加申し込み受付を完了し、入札参加資格の適合を確認した後、入札参加資格承認書とともに日付記載済みの入札書を送付します。 また、本市ホームページで公開している入札書にも日付は記載済みです。 https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/32579.html
7	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか（力率割引を考慮する）	力率調整については、力率の想定値100%とし、仕様書に示す基本料金の算定式に当てはめ、0.85とします。なお、積算内訳書に記載されている数値の変更はできません。
8	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	基本料金及び電力量料金の入札単価は税込で積算してください。
9	入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	端数処理の方法については、積算内訳書下部の注意事項に記載していますのでご確認ください。なお、積算内訳書に入札単価（基本料金及び電力量料金）を小数点第2位まで記入いただくと自動で計算されるようになっています。
10	各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか（同一単価での提出となります）	積算内訳書は、施設毎ではなく、1枚のみを提出してください。

No.	質問	回答
11	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子請求書でご対応は可能でしょうか。	原則として紙請求書での対応となりますが、電子請求書での対応については、協議させていただきます。
12	お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くことになり請求明細の電子データ（CSVデータ等）をご提供するサービスには対応できませんが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	原則として紙請求書での対応となりますが、電子請求書での対応については、協議させていただきます。なお、請求明細の電子データ（C S V データ等）の提供については、Webからダウンロード可能である場合は問題ありません。
13	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承くださいいただけますでしょうか。	問題ありません。
14	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承くださいいただけますでしょうか。	問題ありません。
15	ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承くださいいただけますでしょうか。	問題ありません。
16	電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。（長期連休時に20日頃になる可能性がございます）ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
17	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
18	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承くださいいただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	問題ありません。
19	毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。 ただし、紙請求書の場合、送付先については指定させていただきます。（例：各小中学校の請求書は、すべて教育総務課に送付する。）
20	複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承くださいいただけますでしょうか？	問題ありません。 ただし、紙請求書の場合、送付先については指定させていただきます。（例：各小中学校の請求書は、すべて教育総務課に送付する。）

No.	質問	回答
21	弊社の請求書は、原則、Webサイト上で速報版請求書は翌月5営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月7営業日より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	原則として紙請求書での対応となりますが、電子請求書での対応については、協議させていただきます。
22	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	燃料費調整額は、その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定するものとし、燃料費調整単価は、旧一般電気事業者（需要場所を供給区域としていた、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）により改正される前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第2号に定義する一般電気事業者であった者、又は当該一般電気事業者であった者から同改正後の電気事業法第2条第2号の小売電気事業を承継した者をいう。）が発注者の契約種別と同じ契約種別において定めるその時々々の燃料費調整単価と同額とします。 旧一般電気事業者が燃料費調整の方法を変更した場合には、変更後の燃料費調整の方法によるものとします。
23	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
24	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	原則として契約単価の変更は不可としますが、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定又は改廃等、その他の著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合等には必要に応じて協議させていただきます。
25	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか（500kW以上の協議制契約の場合）併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力の変更予定はありません。
26	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	「1.高槻市総合センター」における、現在の契約電力と仕様書記載の契約電力はともに830kWであり、相違はありません。

No.	質問	回答
27	過去に新電力会社に切り替えたことはありますか。	「93.富田分署」のみ新電力会社へ切り替えたことはありませんが、それ以外の施設はあります。
28	再生可能エネルギーを供給するにあたりまして確認となりますが、電気価値の指定は無し、非化石価値は「再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力」の供給という事で、認識の齟齬はありませんでしょうか。	問題ありません。
29	非化石証書については、「トラッキングの有無」についてのご教示と、「FITと非FITの指定は無い（どちらでも可）」という認識でお間違いないでしょうか？	再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりです。 ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定） ②非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってFIT 非化石証書及びトラッキング付非FIT 非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット
30	非化石証書および特定電源割当証明書の確定値発行に関して、供給期間が終了する日までに送付することはできませんがよろしいでしょうか。	書面の提出時期については、協議させていただきます。
31	非化石証書および特定電源割当証明書の確定値の代わりに、特定電源割当証明書の暫定値（確約する値ではございません）であれば供給期間が終了する日までに送付することは可能ですが、暫定値での対応でもよろしいでしょうか。	書面の提出時期については、協議させていただきます。
32	再生可能エネルギー供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書」について年度毎の更新になるため、発行までにかなりのお時間となります。ご了承くださいませでしょうか。 例）契約期間：2025年4月～2026年3月 → 2026年8月以降に1年分発行 契約期間：2024年11月～2025年10月→ 2025年8月以降に5カ月分（2024年11月～2025年3月分） 2026年8月以降に7カ月分（2025年4月～2025年10月分）	書面の提出時期については、協議させていただきます。

No.	質問	回答
33	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	「93.富田分署」については、令和6年10月に使用を開始したため、「直近1年分の30分値データ」はありませんが、その他の施設については、問題ありません。 ※「3.富田ふれあい文化センター」、「5.富田支所」、「9.障がい者福祉センター」、「10.総合保健福祉センター」、「81.教育センター」、「89.服部図書館」の6施設については、令和6年10月から令和7年3月までの使用量データに一部欠損があります。
34	「30分値データ」等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。	問題ありません。
35	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。	問題ありません。
36	契約保証金免除について、免除申請に必要な書類及び提出のタイミングについてご教示お願いいたします。	契約保証金の免除規定については、「高槻市財務規則第117条」において以下のとおり規定しています。なお、(1)履行保証保険契約については、電力調達に係る契約の締結までに、履行保証保険契約を締結し、証書の原本を提出ください。 (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 契約の相手方が過去2年の間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。
37	施設において建築・増築にかかる移転はございますか。	現在、当該事案を予定している施設はありません。
38	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	「7.葬祭センター」及び「10.総合保健福祉センター」にて、トランスの増量を予定しています。

No.	質問	回答
39	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
40	入札立会人通知書が送られてきた場合には必ず開札に立合わなければならないでしょうか。	原則として入札立会人を辞退することはできません。
41	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	本市ホームページにて、参加者及び応札価格（総価のみ）を含めた開札結果を公表します。また、落札者のみ開札当日速やかに落札を決定した旨を通知します。 開札当日に電話で確認いただくことは可能ですが、お答えできるのは落札者名及び落札金額のみとなります。その他の情報についてホームページにて公開する予定ですので、そちらをご参照ください。
42	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	問題ありません。
43	弊社代表者が4月1日付けにて交代となりました。 代表者変更の手続きを進めておりますが、登録手続き完了に時間を要するため新代表者名の反映した全省庁統一資格・小売電気事業者等証明書類等証明書類の提出が入札参加申し込み時に間に合わない可能性がございます。 準備でき次第の提出でも問題ございませんでしょうか。	入札に参加するためには、本市の「令和7年度入札参加資格者名簿（物品・業務委託（施設管理業務委託を除く））」に登録されている情報と一致している必要があります。 入札参加資格者名簿に登録されている情報の変更手続きについては、本市総務部契約検査課にお問い合わせください。（TEL：072-674-7501）
44	入札対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。） 最終保証契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承いただけますか。	「93.富田分署」のみが関西電力株式会社（大阪府大阪市北区中之島3-6-16）、それ以外の施設は中部電力ミライズ株式会社（愛知県名古屋市東区東新町1）です。 また、最終保証契約を結んでいる施設はありません。
45	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。 また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。	「93.富田分署」のみ新電力会社へ切り替えたことはありません。 また、全施設について自動検針装置が設置されています。

No.	質問	回答
46	契約電力500kW未満の施設においては、計量日は、現在供給されている電力会社から変更できませんので、ご容赦いただけますか。 契約電力500kW以上の施設においては、計量日は、原則1日となりますのでご容赦ください。	問題ありません。
47	契約電力500kW未満で、計量日が1日以外の施設については、供給期間「2025年10月計量日～2026年10月計量日前日まで」となりますので、ご了承ください。	問題ありません。
48	計量日はご試用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいか。 (例：使用期間が3/10～4/9の場合、計量日は4/10 0:00)	問題ありません。
49	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	問題ありません。
50	積算内訳書の割引率の欄は、特約割引がなければ空欄でよろしいでしょうか。	問題ありません。
51	契約電力が500kW未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。 契約電力が500kW以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。 契約電力が500kW以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合、超過料金が発生します。	問題ありません。

No.	質問	回答
52	契約電力500kW以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設がございますか。 その場合は、現在の契約電力と直近12か月間の最大電力を教えてくださいませんか。 また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠書類を提出いただきます。 変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。	「1.高槻市総合センター」における、現在の契約電力と仕様書記載の契約電力はともに830kWであり、相違はありません。
53	1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設がございますか。 その場合の定め方は、以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。 「契約電力を減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力する。」	1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はありません。
54	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入し、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	問題ありません。
55	1施設の電気料金お支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。（例：庁舎〇〇円、売電〇〇円等）。 ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。 なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	現在、支払いの分担はしておりません。

No.	質問	回答
56	弊社では、毎月の燃料費調整単価および市場価格調整単価について、以下①及び②のとおり計算いたしますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ①旧一般電気事業者（関西電力株式会社）が応札時点において電気供給約款に定める算定諸元（基礎燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。今後、旧一般電気事業者（関西電力株式会社）が算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきます。※算定諸元とはその月の燃料費調整単価の算定に用いる数値及び算定式の事であり、ご契約満了まで金額そのもの（〇．〇〇円）を固定するお願いではありません。 ②市場価格調整単価については、旧一般電気事業者（関西電力株式会社）と同じ算定諸元を用いて計算いたしますが、特別高圧及び高圧500kW以上（協議制）の施設については、関西電力より一ヵ月遅れて、毎月の請求に反映されます。※高圧500kW未満（実量制）の施設については、反映の遅れはございません。	①燃料費調整額は、その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定するものとし、燃料費調整単価は、旧一般電気事業者（需要場所を供給区域としていた、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）により改正される前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第2号に定義する一般電気事業者であった者、又は当該一般電気事業者であった者から同改正後の電気事業法第2条第2号の小売電気事業を承継した者をいう。）が発注者の契約種別と同じ契約種別において定めるその時々々の燃料費調整単価と同額とします。 旧一般電気事業者が燃料費調整の方法を変更した場合には、変更後の燃料費調整の方法によるものとします。 ②問題ありません。
57	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	原則として契約単価の変更は不可とします。ただし、天変地異、その他の著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合等には必要に応じて協議させていただきます。
58	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	原則として契約単価の変更は不可とします。ただし、天変地異、その他の著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合等には必要に応じて協議させていただきます。
59	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	契約書に記載がない事柄で紛争又は疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議するものとします。
60	仕様書2（8）に「再生可能エネルギー電気の割合は40%以上とする」と記載がありますが、再生可能エネルギー電気の供給量は、毎月の使用電力量（kwh）に比率40%を乗じ、算定結果の小数点以下第1位を四捨五入したものの合計値となりますが、よろしいでしょうか。	問題ありません。

No.	質問	回答
61	弊社は、主にLNG発電所等の電気に非FIT非化石証書（再エネ指定）またはFIT非化石証書を組み合わせた、実質再生可能エネルギーの提供となりますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
62	仕様書2（9）②については、年度ごとの提出となります。また、弊社内事務処理等のため、年度終了後2～3か月後の提出となりますがご了承いただけますでしょうか。 1回目：R8年7月末までの提出 2回目：R9年7月末までの提出	書面の提出時期については、協議させていただきます。
63	仕様書2（8）につきまして「FIT非化石証書及びトラッキング付非FITE非化石証書（再エネ指定）、～」とありますが、「及び」は「又は」と読み替えてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
64	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申し込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	問題ありません。
65	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能ですか。	仕様書に記載のとおり、履行期間は1年間を予定しています。 万が一、1年未満で契約を解除する場合は、協議させていただきます。
66	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。	「7.葬祭センター」及び「10.総合保健福祉センター」にて、トランスの増量を予定しています。
67	仕様書2(9)①に関して、弊社では請求明細や使用電力量等のデータ提供は、web上で閲覧並びにダウンロードできる無料サービスがございますので、こちらのサービスをお客様にてご利用いただくことでよろしいでしょうか。	問題ありません。 請求書については、原則として紙請求書での対応となりますが、電子請求書での対応については、協議させていただきます。

No.	質問	回答
68	仕様書3に関して、「業務に支障が生じることがないよう、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること」とありますが、事故等により電気の供給が停止した場合には、小売り電気事業者ではなく、実際に送配電業務を担う関西電力送配電株式会社が、必要により関係機関と連携の上、早期復旧に努めることとなります。 仕様書3については、上記のとりの対応でご了解いただけますでしょうか。	問題ありません。
69	契約保証金免除に関して、免除規定や免除のための提出書類を具体的に教えてください。	契約保証金の免除規定については、「高槻市財務規則第117条」において以下のとおり規定しています。なお、(1)履行保証保険契約については、電力調達に係る契約の締結までに、履行保証保険契約を締結し、証書の原本を提出ください。 (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 契約の相手方が過去2年の間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。
70	仕様書4（1）（ア）に関して、「必要な計量器、通信装置その他付属設備を設置する必要がある場合は、乙の財産とし、設置工事については、乙の負担とする」と記載がございますが、お客様都合による改造等にかかる経費につきましては、弊社負担することが出来ませんがご了承いただけますでしょうか。	工事負担金については、協議させていただきます。
71	仕様書4（1）（ウ）「乙の負担で撤去する」と記載がありますが、設備に関しては関西電力送配電株式会社のもとなりますので、弊社負担することが出来ませんがご了承いただけますでしょうか。	工事負担金については、協議させていただきます。
72	弊社は、制限中止割引の適用が出来ませんが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
73	仕様書2（6）（イ）⑤市場価格調整額ですが、弊社は、実際の請求書は「燃料費等調整額」として表示されますが、ご了承いただけますか。	問題ありません。

No.	質問	回答
74	開札結果について公開方法・公開範囲及び公開予定時期を教えてください。	本市ホームページにて、参加者及び応札価格（総価のみ）を含めた開札結果を公表します。また、落札者のみ開札当日速やかに落札を決定した旨を通知します。
75	契約締結時に使用する契約書（案）について、ご指定のフォーマットがございましたら事前に確認することは可能でしょうか。	契約書は契約相手方と協議の上、作成します。 参考として、昨年度の契約書を別紙のとおり公開いたします。
76	弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払い義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記またはご変更いただくことは可能でしょうか。	支払期日については原則として仕様書に記載のとおりですが、あらかじめ定めた日によっては協議させていただきます。
77	料金の支払につきまして、万が一期日までにお支払いをいただけなかった場合は、弊社供給条件により延滞利息が発生します。「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記またはご変更いただけますでしょうか。	契約書の内容については、落札決定後に協議させていただきます。
78	「消費税」や一般送配電事業者が「託送料金」の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行います。ご了承くださいませでしょうか。	原則として契約単価の変更は不可とします。ただし、天変地異、その他の著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合等には必要に応じて協議させていただきます。
79	弊社では、燃料費調整単価に加え、2024年4月から市場価格調整単価を導入しております。落札後、市場価格調整単価を考慮した上で、毎月の電気料金を計算します。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記いただくことは可能でしょうか。	市場価格調整単価については、問題ありません。契約書の内容については、落札決定後に協議させていただきます。
80	仕様書及び契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記いただくことは可能でしょうか。	供給条件及び料金表については、問題ありません。契約書の内容については、落札決定後に協議させていただきます。

No.	質問	回答
81	弊社が落札させていただいた場合、再生可能エネルギー電力供給に関するご契約書を、別途締結いただくこととなります。ご了承くださいませでしょうか。 (ご指示がありましたら契約書のひな型をお送りいたします。)	契約締結にあたっては、契約書の記載内容をはじめ、添付文書等について双方協議することとします。
82	弊社が落札させていただいた際には、契約書に記載する単価は、電力量料金単価と再生可能エネルギー電力量単価を分けて記載することになりますが、ご了承くださいませでしょうか。 (尚、弊社が電気料金請求の際に、請求書に同封する電気料金計算内訳書には、電力量料金と環境価値料金が個々に記載されます。)	積算内訳書に記載の内容と齟齬がなければ問題ありませんが、内容を確認の上、協議させていただきます。
83	再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料は、4半期に1回の取引結果が、毎年5月頃取引市場から弊社に通知されるため、お客さまへの移転量を証明するための資料も、年1回(供給終了後6月下旬頃)に提出、最終月分については翌年の6月下旬頃に提出させていただくこととなりますが、ご了承くださいませでしょうか。 (非化石市場で取引している事業者は全て共通のスケジュールとなっております)	書面の提出時期については、協議させていただきます。
84	所定の入札内訳書について、電力量料金単価と再生可能エネルギー電力量単価を分けて記載する必要がありますので、いただいている入札内訳書を一部編集させていただくか、任意様式での提出は可能でしょうか。 不可の場合、入札時には環境価値料金単価を電力料金単価に足しこんだ状態で応札させていただきます。その際は、契約書に記載する単価と請求時の単価は入札書内訳と異なり、2種類の単価に分かれた状態で記載されます。ご了承くださいませでしょうか	再生可能エネルギー電力量単価を含めた積算内訳書(様式第2号-2)を別紙のとおり掲載します。 既存の積算内訳書(様式第2号)か、再生可能エネルギー電力量単価を含めた積算内訳書(様式第2号-2)のいずれかをご使用ください。

No.	質問	回答
85	「契約保証金」の免除を受けるにあたり、何か特別提出が必要な書類はございますでしょうか。もし契約書の写し等が必要な場合、守秘義務のため提出が難しい場合がございます。その際は契約させていただいた自治体等のホームページに公開されております契約情報（ホームページ画面抜粋等）をまとめた書類での代用は可能でしょうか。	契約保証金の免除規定については、「高槻市財務規則第117条」において以下のとおり規定しています。 (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 契約の相手方が過去2年の間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。
86	仕様書別紙施設電力量内訳の予定電力量につきまして、小数点を含んだ数量となっており、表示されている月別使用量を足し合わせた際、合計とずれが生じてしまいます。積算内訳書につきましても小数点以下を含んだ使用量数値での計算でよろしいでしょうか。	「富田分署」の4月から9月までの使用量については、建物用途が同一である消防本部・中消防署の使用量実績を元に補正した値を用いていることから、小数点以下の値が生じています。 積算内訳書につきましては、小数点以下を含んだ使用量数値で計算していただき、各月毎で計算した金額を小数点以下は切り捨て、合計金額はその各月毎の合計としてください。

No.	質問	回答
87	仕様書「2 供給仕様」内、(8)供給電気の要件等において、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、 1.自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定） 2. 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってFIT 非化石証書及びトラッキング付非FIT 非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジットとの記載がございますが、当社は2の条件を満たした証書による実質再生可能エネルギー40%以上での供給を考えております。 つきましては2点確認ですが、 一．先の1と2の条件はいずれか(1と2の両方ではなく)を満たせば良いという認識でよろしいでしょうか 二．上記の認識でよろしい場合、2に挙げられている証書の内のいずれかをお示ししたうえで当該内容を証明することができればよいという認識でよろしいでしょうか。 恐れ入りますがご回答のほど、よろしくお願いいたします。	どちらもその認識で問題ありません。